

山口県立山口図書館サポーター設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口県立山口図書館（以下「図書館」という。）に所属する山口県立山口図書館サポーター（以下「図書館サポーター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、県民の図書館への理解を深め、ともに協力しながら図書館活動の一層の活性化と図書館振興を図るため、図書館サポーターを設置する。

(定義)

第3条 この要項において、図書館サポーターとは、図書館における活動について、自主的にその知識・技能等は無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第4条 図書館サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 書架整理
- (2) 図書館の行事の実施及び企画に係る補助
- (3) 各種講習又は講座の受講
- (4) 山口県関係資料に係る情報提供
- (5) その他図書館の活動に関すること。

(申込み)

第5条 図書館サポーターとして活動しようとする者は、山口県立山口図書館長（以下「館長」という。）に山口県立山口図書館サポーター申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録等)

第6条 館長は、前条の規定により申込みのあった者について、次の各号に該当する場合は、図書館サポーターとして登録するものとする。

- (1) 満18歳以上で、図書館の事業に積極的な関心を有し、図書館サポーターとしての継続的な活動が可能である者
 - (2) 第10条の規定により、図書館サポーターの登録を取り消された者又は登録の更新をされなかった者でないこと。
- 2 館長は、前項に掲げる者のほか、図書館サポーターとして適当と認める者を登録することができるものとする。
- 3 図書館サポーターの登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、

引き続き活動することを希望する者については、年度ごとに登録を更新することができるものとする。

4 図書館サポーターの登録を受けた者は、図書館が行う研修に参加するよう努めるものとする。

(報酬等)

第7条 図書館サポーターの活動に係る報酬又はこれに類するもの及び旅費は、支給しない。

(保険)

第8条 図書館サポーターは、図書館の負担において、ボランティア保険に加入するものとする。

(遵守事項)

第9条 図書館サポーターは、その活動に当たって、図書館の職員の指示に従うとともに、活動中に知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(辞退)

第10条 図書館サポーターは、自己の都合により図書館サポーターを辞退しようとするときは、館長にその旨を申し出るものとする。

(登録の取消し等)

第11条 館長は、図書館サポーターが次のいずれかに該当すると認められたときは、その者の図書館サポーターの登録を取り消すこと又は登録の更新をしないことができる。

- (1) 遵守事項に違反したとき。
- (2) 登録期間中に活動への参加が見られなかったとき。
- (3) 図書館サポーターとして不適切な行為があったとき。
- (4) 図書館の業務に支障がある行為を行ったとき。
- (5) 前各号のいずれかに該当し、図書館サポーターの登録を取り消されたこと又は登録の更新をされなかったことが判明したとき。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、図書館サポーターに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月18日から施行する。